

令和 8 年 9 月

播磨町議会定例会議案

議案第 33 号

工事請負契約締結の件

令和8年8月21日付けで入札に付した蓮池小学校学童保育所新築工事について、下記により工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第2号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 蓮池小学校学童保育所新築工事
- 2 契約の方法 条件付き一般競争入札
- 3 契約の金額 144,650,000円
(うち消費税及び地方消費税の額 13,150,000円)
- 4 契約の相手方 兵庫県たつの市新宮町新宮1041番地の2
株式会社進藤組
代表取締役 進藤 淳三

令和8年9月1日提出

播磨町長 佐 伯 謙 作

議案第 34 号

播磨町税条例の一部を改正する条例制定の件

播磨町税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年9月1日提出

播磨町長 佐 伯 謙 作

播磨町税条例の一部を改正する条例

播磨町税条例（昭和29年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第34条の8中「所得割額」を「所得割の額」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「及び第36条の3の3第1項」を「並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第36条の3の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「第4項」を「第5項」に改める。

第36条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

（1） 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

（2） 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

（3） 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

第36条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第

1 項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第63条中「額が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

附則第6条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第7条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第7条の4中「又は附則第20条第1項」を「、附則第19条の3第1項又は附則第20条第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第9条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第17条の2第2項中「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第19条の2の次に次の1条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例）

第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号

資産に係る譲渡所得等の金額」という。) に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額(特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。

2 前項の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第63条の改正規定及び附則第3条の規定 令和9年4月1日
- (2) 第34条の7第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規定(「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。)並びに附則第9条の2及び第17条の2の改正規定並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日
- (3) 附則第7条の4の改正規定(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第19条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律(令和8年法律第64号)の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

(町民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の播磨町税条例(以下「新条例」という。)第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の播磨町税条例第36条の3の3第1項

の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26条）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、町民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。
 - 3 前条第3号に掲げる規定による改正後の播磨町税条例附則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第5項において「3号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、3号施行日の属する年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。
 - 4 新条例附則第17条の2第4項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。
 - 5 新条例附則第19条の3の規定は、3号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の町民税について適用する。
（固定資産税に関する経過措置）
- 第3条 新条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案第 35 号

播磨町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件

播磨町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年9月1日提出

播磨町長 佐 伯 謙 作

播磨町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

播磨町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第12号）の一部を次のように改正する。
第18条中「315,000円」を「330,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の播磨町消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた播磨町消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この条例による改正前の播磨町消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第18条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第6条の規定による金額により支給されたもの（その額が66万円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第18条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

議案第 36 号

播磨町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

播磨町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年9月1日提出

播磨町長 佐 伯 謙 作

播磨町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

播磨町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和50年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

議案第 37 号

令和8年度播磨町一般会計補正予算（第2号）

令和8年度播磨町の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億8,151万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ149億8,498万5千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 既定の繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 既定の債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 既定の地方債の追加は、「第4表 地方債補正」による。

令和8年9月1日提出

播磨町長 佐伯謙作

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 町税		6,070,116	125,000	6,195,116
	1 町民税	2,403,980	61,000	2,464,980
	2 固定資産税	2,874,078	64,000	2,938,078
9 地方特例交付金		76,347	△ 4,705	71,642
	1 地方特例交付金	76,347	△ 4,705	71,642
10 地方交付税		1,726,100	△ 21,452	1,704,648
	1 地方交付税	1,726,100	△ 21,452	1,704,648
14 国庫支出金		2,304,446	12,251	2,316,697
	2 国庫補助金	419,000	12,251	431,251
15 県支出金		1,269,018	3,956	1,272,974
	2 県補助金	376,736	3,956	380,692
17 寄附金		7,002	5,000	12,002
	1 寄附金	7,002	5,000	12,002
18 繰入金		1,198,120	161,521	1,359,641
	1 基金繰入金	1,198,119	161,521	1,359,640
19 繰越金		1	29,545	29,546
	1 繰越金	1	29,545	29,546
20 諸収入		229,273	500	229,773
	5 雑入	206,249	500	206,749
21 町債		296,000	69,900	365,900
	1 町債	296,000	69,900	365,900
歳 入	合 計	14,603,469	381,516	14,984,985

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		1,991,643	189,958	2,181,601
	1 総務管理費	1,637,133	174,312	1,811,445
	2 徴税費	162,194	△ 854	161,340
	3 戸籍住民基本台帳費	119,902	16,500	136,402
3 民生費		5,979,440	29,146	6,008,586
	1 社会福祉費	3,019,461	22,131	3,041,592
	2 児童福祉費	2,959,979	7,015	2,966,994
4 衛生費		918,517	3,742	922,259
	1 保健衛生費	495,490	3,742	499,232
7 商工費		46,230	1,200	47,430
	1 商工費	46,230	1,200	47,430
8 土木費		1,546,311	49,463	1,595,774
	1 土木管理費	149,775	△ 1,758	148,017
	4 都市計画費	929,712	50,986	980,698
	5 住宅費	4,167	235	4,402
9 消防費		535,990	84,417	620,407
	1 消防費	535,990	84,417	620,407
10 教育費		2,242,345	23,590	2,265,935
	1 教育総務費	466,423	15,775	482,198
	2 小学校費	353,520	△ 1,911	351,609
	4 幼稚園費	315,705	△ 78	315,627
	5 社会教育費	398,132	9,997	408,129
	6 保健体育費	513,237	△ 193	513,044
歳 出 合 計		14,603,469	381,516	14,984,985

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額(千円)
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路新設改良事業	230,000

第3表 債務負担行為補正

追 加

事項	期間	限度額
ふれあい活動推進事業	令和8年度 ～ 令和9年度	千円 15,000
播磨町児童発達支援センター運営事業(追加分)	令和9年度	千円 519

第4表 地方債補正

追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
消防事業 消防署播磨分 署維持管理事業債	千円 69,900	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内とする。 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しが行われた場合には、当該見直し後の利率とする。	据置期間5年を含み償還期限を25年以内とし、その他は借入先の融資条件による。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。

議案第 38 号

令和8年度播磨町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和8年度播磨町の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,642万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億7,113万9千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年9月1日提出

播磨町長 佐伯謙作

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
6 県支出金		2,437,283	891	2,438,174
	3 県負担金・補助金	2,437,283	891	2,438,174
10 繰入金		346,584	12,081	358,665
	1 繰入金	346,584	12,081	358,665
11 繰越金		1	43,454	43,455
	1 繰越金	1	43,454	43,455
歳入合計		3,314,713	56,426	3,371,139

2 歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		33,227	1,811	35,038
	1 総務管理費	26,901	1,811	28,712
9 基金積立金		5,107	43,455	48,562
	1 基金積立金	5,107	43,455	48,562
10 諸支出金		4,130	11,160	15,290
	1 諸支出金	4,130	11,160	15,290
歳出合計		3,314,713	56,426	3,371,139

議案第 39 号

令和8年度播磨町財産区特別会計補正予算（第1号）

令和8年度播磨町の財産区特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ670万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億5,141万2千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年9月1日提出

播磨町長 佐伯謙作

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 本荘村財産区財産収入		55,525	3,779	59,304
	2 繰越金	55,167	3,779	58,946
2 古宮村財産区財産収入		697,173	△ 5	697,168
	2 繰越金	692,620	△ 5	692,615
3 二子村財産区財産収入		302,478	505	302,983
	2 繰越金	300,474	505	300,979
4 野添村財産区財産収入		97,503	1,924	99,427
	2 繰越金	96,829	1,924	98,753
5 大中村財産区財産収入		79,074	500	79,574
	2 繰越金	78,553	500	79,053
6 古田村財産区財産収入		1,290	1	1,291
	2 繰越金	1,280	1	1,281
7 宮西村財産区財産収入		11,664	1	11,665
	2 繰越金	11,586	1	11,587
歳 入 合 計		1,244,707	6,705	1,251,412

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 本荘村財産区費		55,525	3,779	59,304
	1 諸支出金	55,525	3,779	59,304
2 古宮村財産区費		697,173	△ 5	697,168
	1 諸支出金	697,173	△ 5	697,168
3 二子村財産区費		302,478	505	302,983
	1 諸支出金	302,478	505	302,983
4 野添村財産区費		97,503	1,924	99,427
	1 諸支出金	97,503	1,924	99,427
5 大中村財産区費		79,074	500	79,574
	1 諸支出金	79,074	500	79,574
6 古田村財産区費		1,290	1	1,291
	1 諸支出金	1,290	1	1,291
7 宮西村財産区費		11,664	1	11,665
	1 諸支出金	11,664	1	11,665
歳 出 合 計		1,244,707	6,705	1,251,412

議案第 40 号

令和8年度播磨町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和8年度播磨町の介護保険事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,599万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億3,667万6千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年9月1日提出

播磨町長 佐伯謙作

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金		715,390	8,610	724,000
	2 国庫補助金	158,250	8,610	166,860
5 支払基金交付金		851,524	8,977	860,501
	1 支払基金交付金	851,524	8,977	860,501
8 繰入金		651,740	12,004	663,744
	1 一般会計繰入金	545,401	12,004	557,405
9 繰越金		1	86,401	86,402
	1 繰越金	1	86,401	86,402
歳入合計		3,320,684	115,992	3,436,676

2 歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		108,004	12,004	120,008
	1 総務管理費	84,601	12,004	96,605
5 基金積立金		1,487	68,375	69,862
	1 基金積立金	1,487	68,375	69,862
7 諸支出金		301	35,613	35,914
	1 償還金及び還付加算金	301	35,613	35,914
歳出合計		3,320,684	115,992	3,436,676

議案第 41 号

令和8年度播磨町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

令和8年度播磨町の後期高齢者医療事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,811万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9,173万1千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年9月1日提出

播磨町長 佐伯謙作

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		136,869	108	136,977
	1 一般会計繰入金	136,869	108	136,977
3 繰越金		1	18,006	18,007
	1 繰越金	1	18,006	18,007
歳入合計		673,617	18,114	691,731

2 歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		6,990	108	7,098
	1 総務管理費	2,777	108	2,885
2 後期高齢者医療広域 連合納付金		665,902	18,006	683,908
	1 後期高齢者医療広域 連合納付金	665,902	18,006	683,908
歳出合計		673,617	18,114	691,731

議案第 42 号

令和8年度播磨町水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和8年度播磨町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和8年度水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業費用	739, 324	156	739, 480
第1項 営 業 費 用	704, 976	156	705, 132

第3条 予算第4条本文括弧中「226, 601千円」を「225, 103千円」に、「103, 065千円」を「103, 081千円」に、「123, 536千円」を「122, 022千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	929, 805	△1, 498	928, 307
第1項 建設改良費	802, 477	△1, 498	800, 979

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

(単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
職 員 給 与 費	99, 784	△1, 342	98, 442

令和8年9月1日提出

播磨町長 佐 伯 謙 作

議案第 43 号

令和7年度播磨町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和7年度播磨町水道事業会計利益の処分について、議会の議決を求めるとともに、同法第30条第4項の規定により、令和7年度播磨町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年9月1日提出

播磨町長 佐 伯 謙 作

議案第 44 号

令和7年度播磨町下水道事業会計利益の処分及び決算認定の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和7年度播磨町下水道事業会計利益の処分について、議会の議決を求めるとともに、同法第30条第4項の規定により、令和7年度播磨町下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年9月1日提出

播磨町長 佐 伯 謙 作

認定第 1 号

令和7年度播磨町一般会計歳入歳出決算認定の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度播磨町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年9月1日提出

播磨町長 佐伯謙作

認定第 2 号

令和7年度播磨町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度播磨町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年9月1日提出

播磨町長 佐伯謙作

認定第 3 号

令和7年度播磨町財産区特別会計歳入歳出決算認定の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度播磨町財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年9月1日提出

播磨町長 佐 伯 謙 作

認定第 4 号

令和7年度播磨町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度播磨町介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年9月1日提出

播磨町長 佐 伯 謙 作

認定第 5 号

令和7年度播磨町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度播磨町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年9月1日提出

播磨町長 佐 伯 謙 作